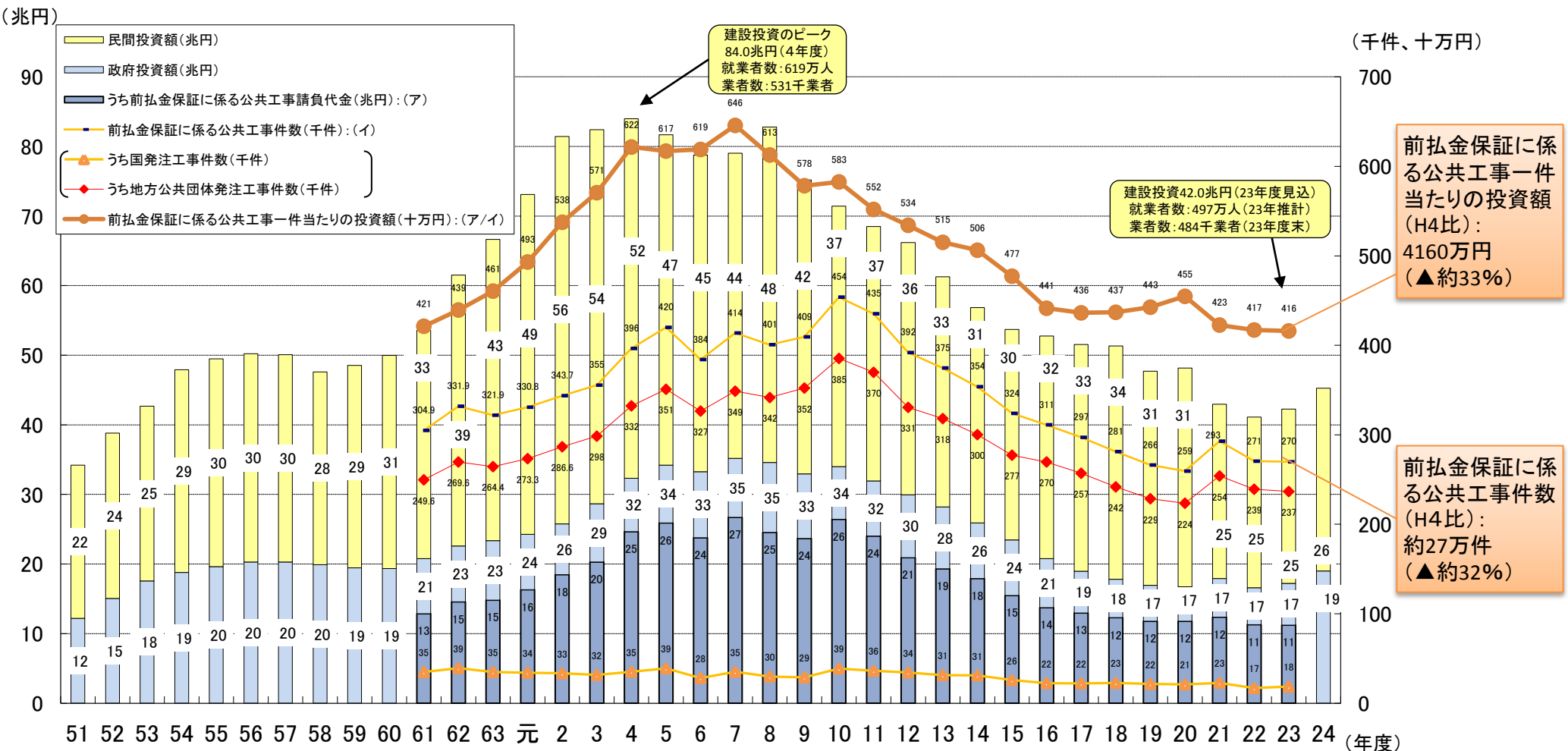


公共工事の入札契約制度に係る現状と課題について

- 建設投資の急激な減少に伴い、受注競争が激化し、受注高の減少、ダンピング受注、企業の利益率の悪化、人員削減等が進み、地域維持や災害対応などで地域を支える建設企業が疲弊。
- ダンピング受注、下請へのしわ寄せ等から技能労働者の労務単価の下落等就労者の労働環境が悪化し、入職者の減少、高齢化が進み、現場の施工機能の低下、人材の確保、技術の承継、安全確保に大きな懸念。
- 発注者から元請事業者、元請事業者から下請事業者、下請事業者から次の下請事業者、技能労働者まで持続可能性を確保するために必要な資金が流れることが必要。そのためには、ダンピング受注防止、下請へのしわ寄せ防止、人材の育成・確保、受発注者の負担軽減を実現する適正な競争環境の整備が必要。

建設投資、公共工事発注件数及び発注規模の推移

- 政府建設投資額(平成23年度見込み)は約17兆円で、建設投資額ピーク時(4年度)から約47%減。
- このうち前払金保証に係る公共工事についてみると、工事件数(23年度末)は約27万件で、建設投資ピーク時(4年度末)から約32%減。工事一件当たりの投資額は(23年度)は約4160万円、建設投資ピーク時(4年平均)から約33%減。



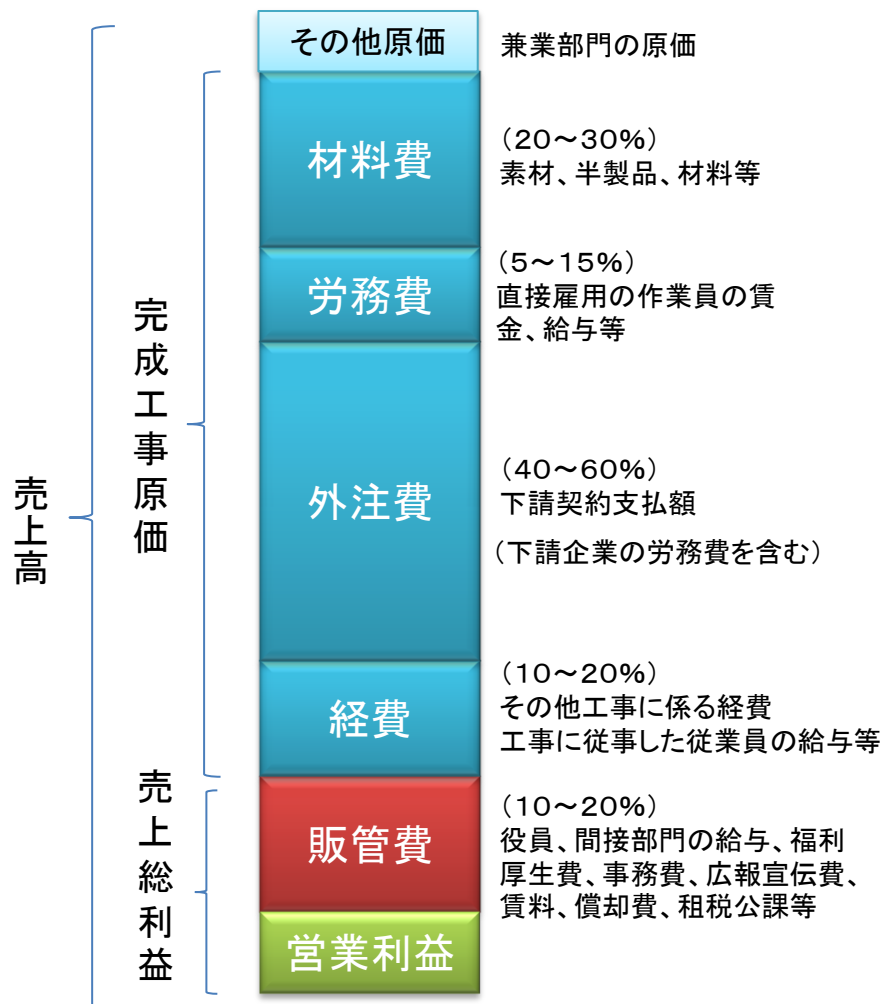
出所: 国土交通省「建設投資見通し」

東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)「前払金保証実績統計年報」「公共工事前払金保証統計」

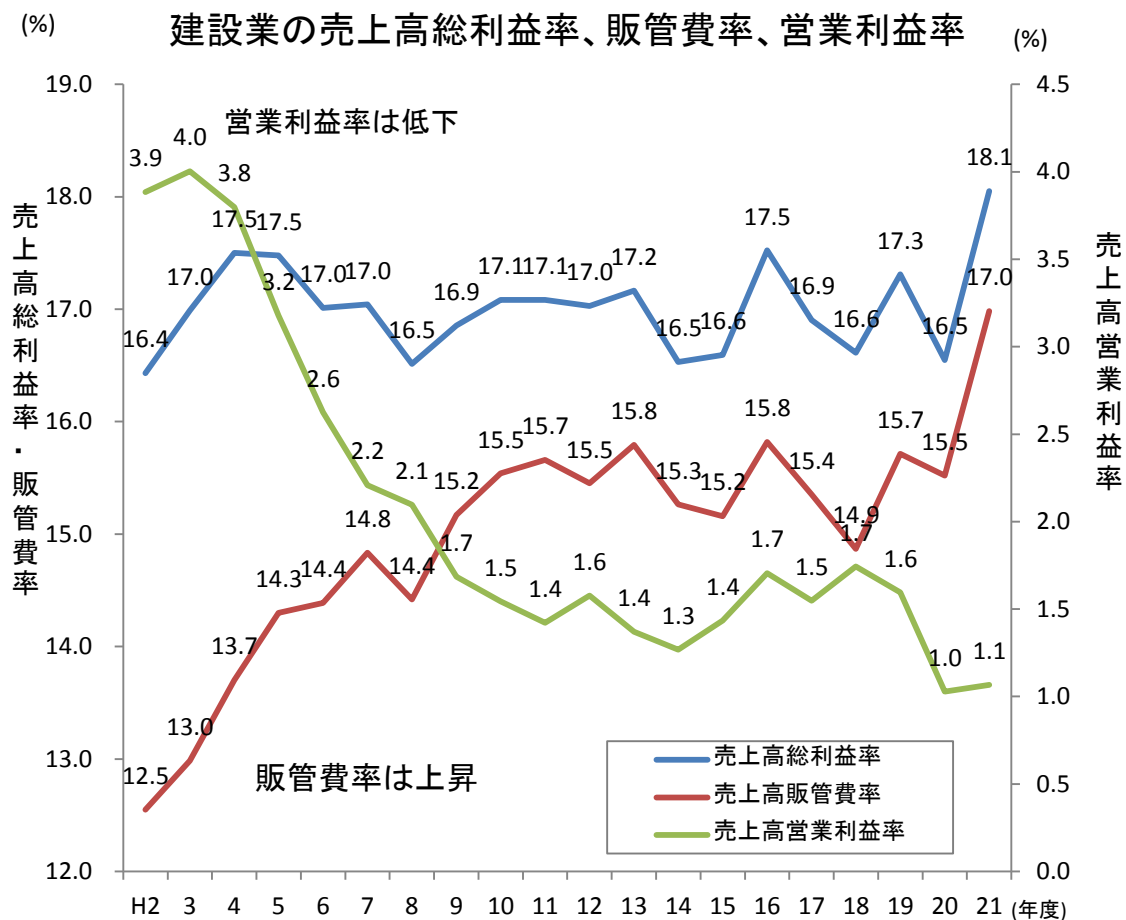
注 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16～18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合



出所:財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

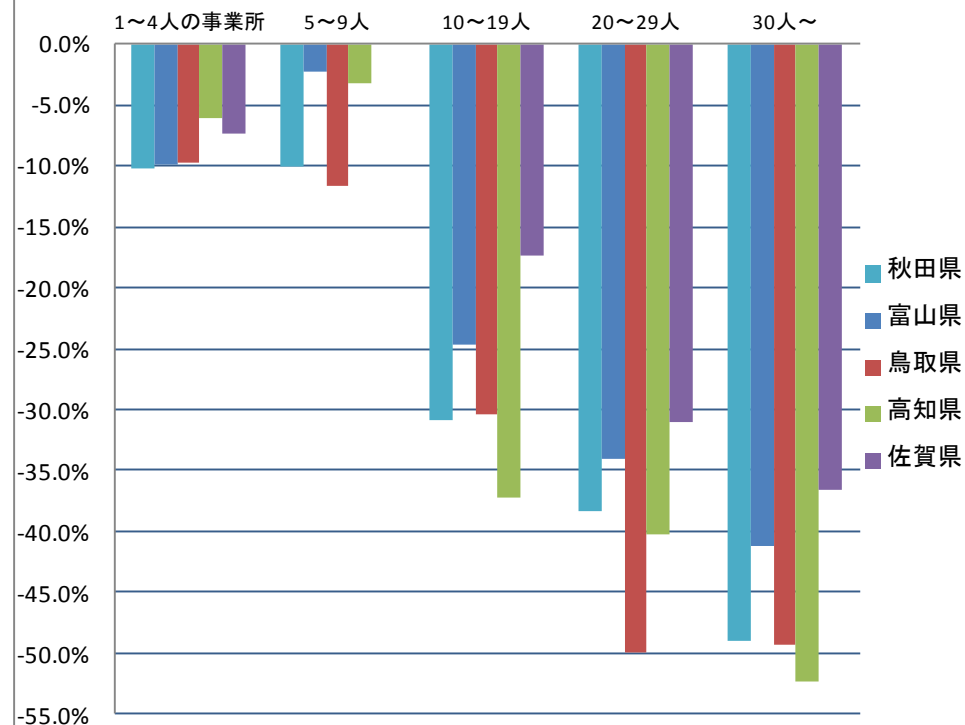
- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

許可業者の減少率

秋田▲19.1%	東京 ▲15.6%
富山▲13.9%	大阪 ▲23.5%
鳥取▲16.4%	愛知 ▲7.6%
高知▲15.3%	神奈川▲12.2%
佐賀▲18.3%	埼玉 ▲13.1%

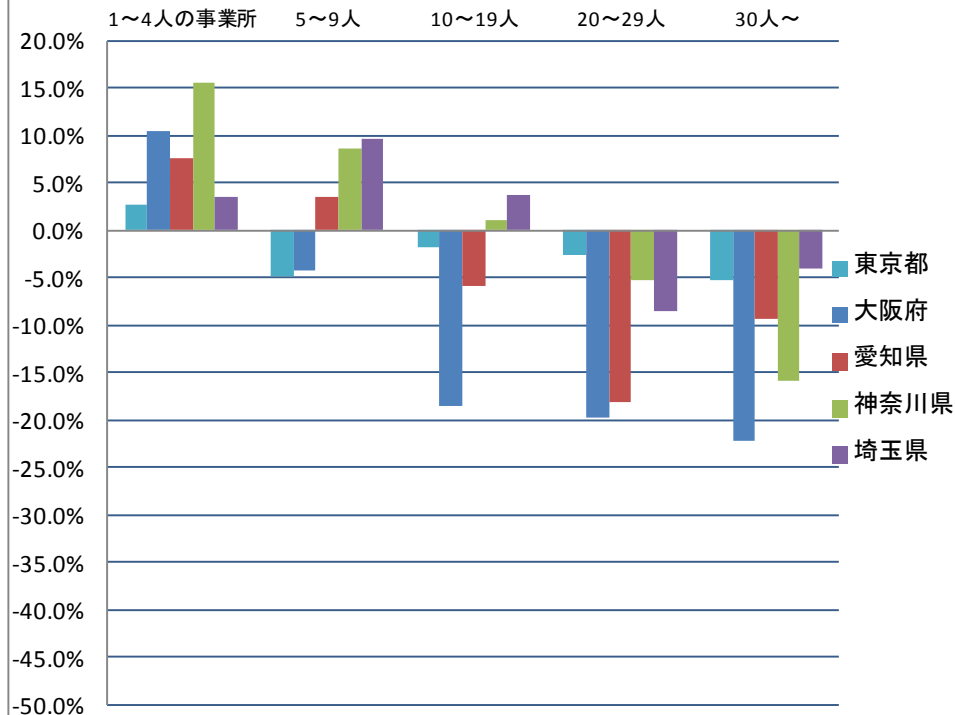
地方圏の事業所数の減少率(H11→H21)

【H11事業所・企業統計調査、H21経済センサス(総務省)より】



大都市圏の事業所数の減少率(H11→H21)

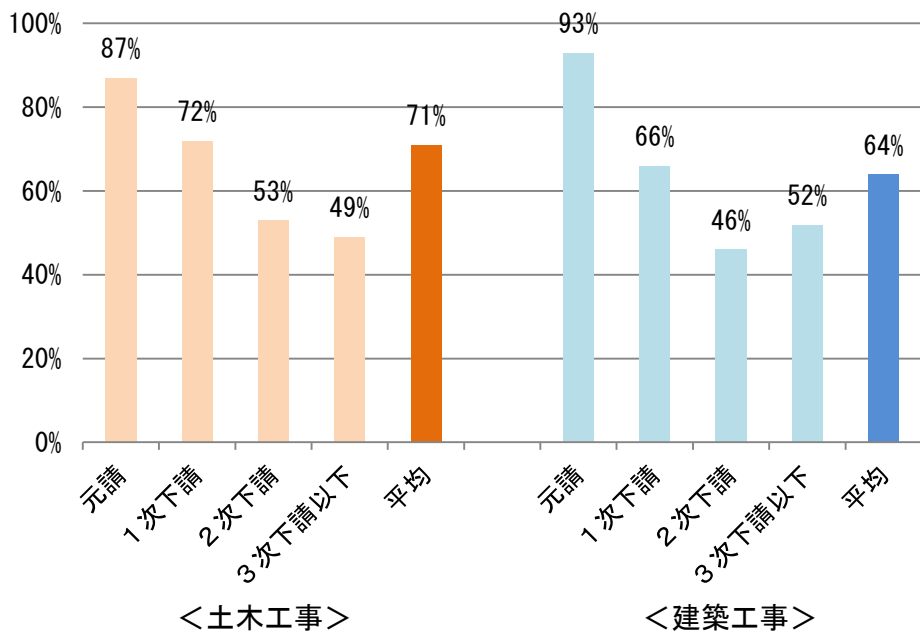
【H11事業所・企業統計調査、H21経済センサス(総務省)より】



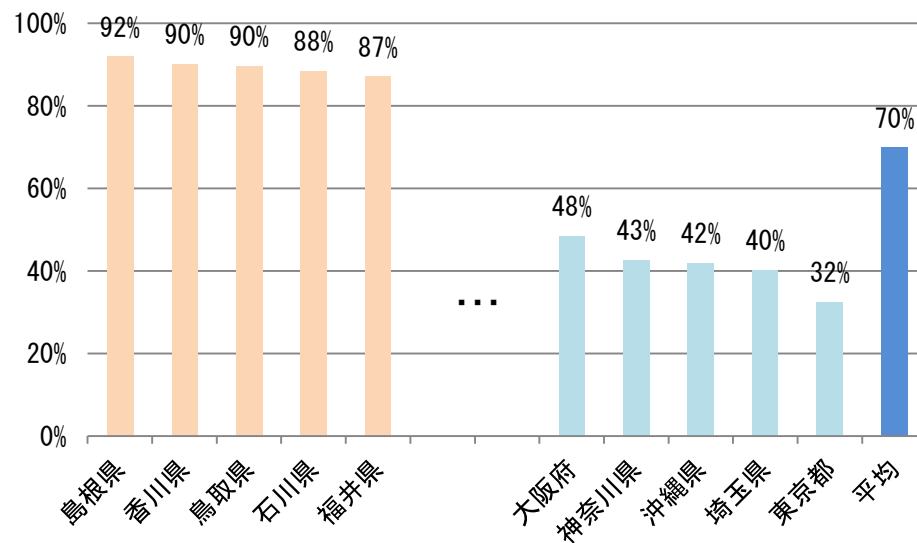
- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

労働者単位での加入状況

① 元請・下請次数別（合計標本数：77,891）



② 都道府県別（合計標本数：77,891）

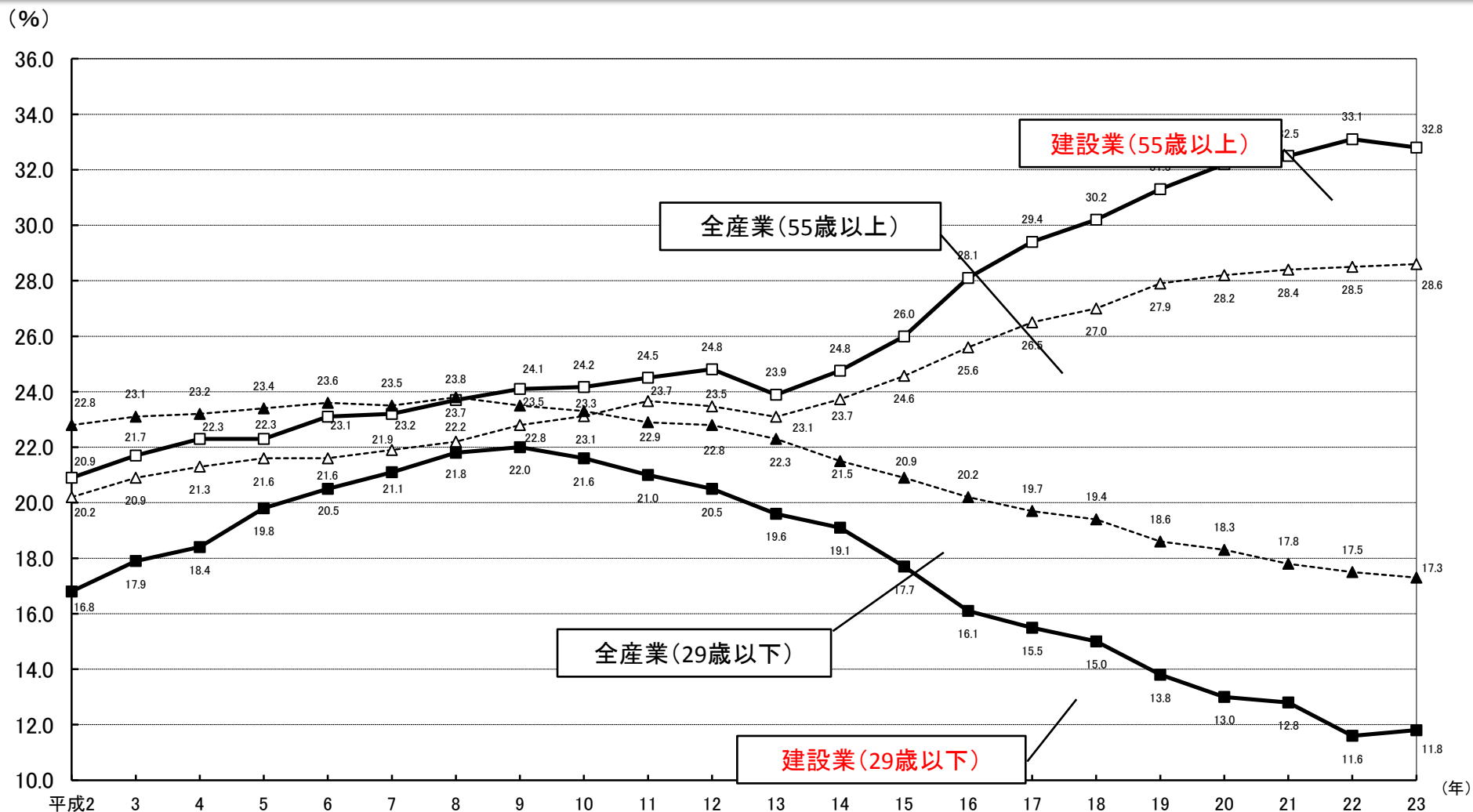


※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。

※法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

建設業就業者の年齢構成の推移

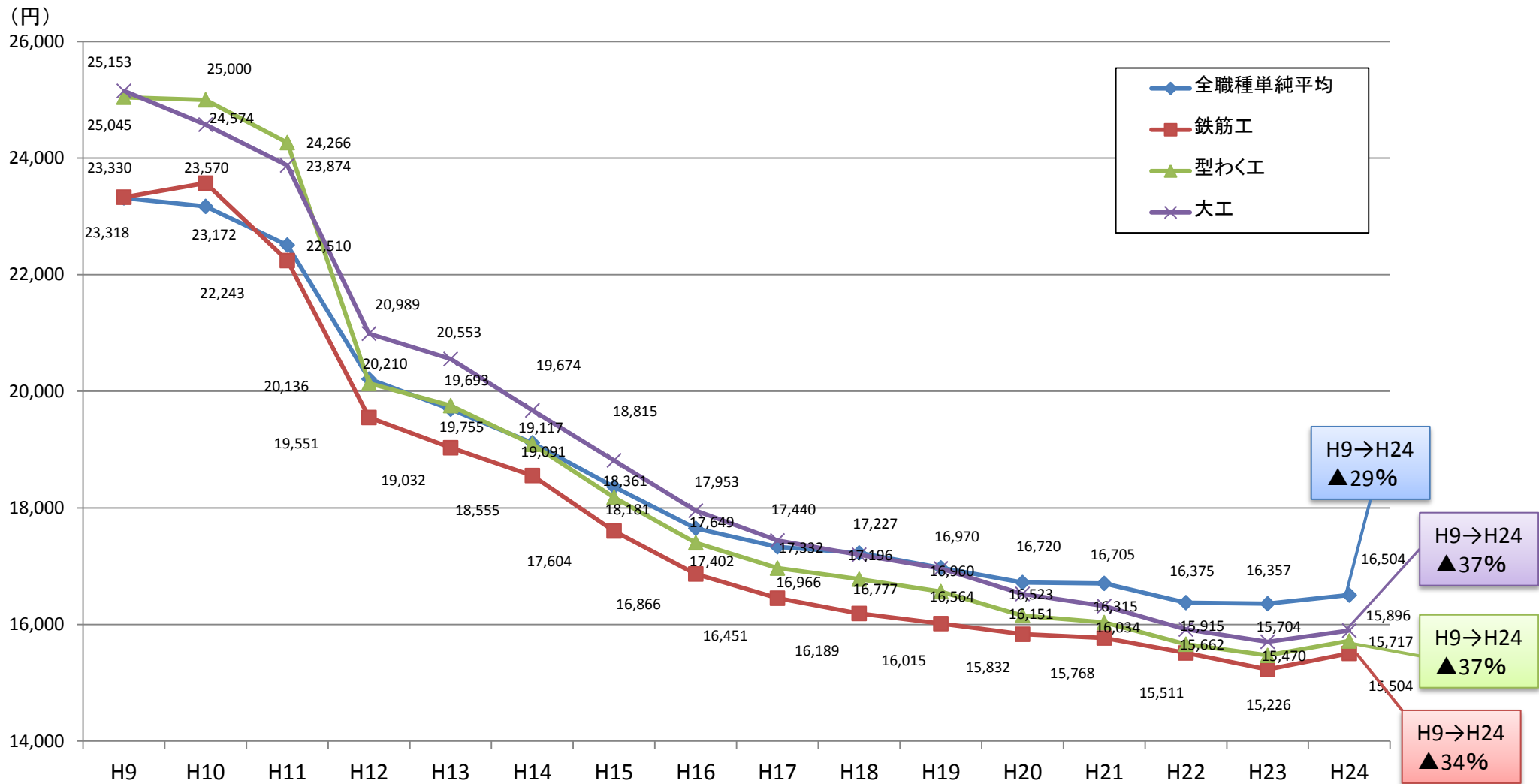
○ 建設業就業者は、3人に1人(33%)が55歳以上、8人に1人(12%)が29歳以下であり、高齢化が進行。



(参考)	H4年度	H23年度	(増減率)
入職者(新規学卒/高卒)	3.4万人	1.4万人	▲60%
入職者(新規学卒/大卒・院卒等)	2.9万人	1.8万人	▲37%

出所:総務省「労働力調査」

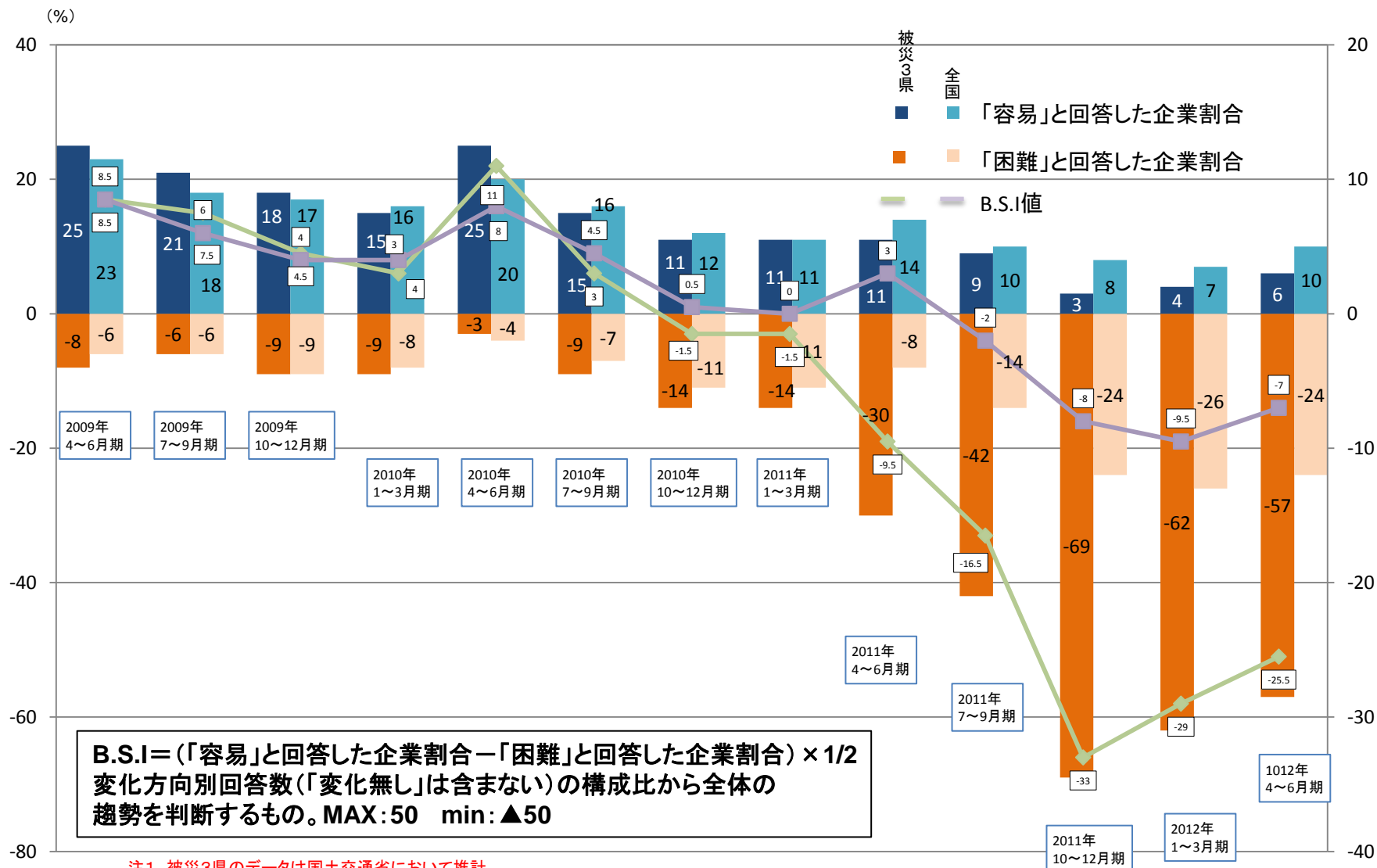
○ 公共工事設計労務単価は、全体として低下傾向にある。



技能労働者の確保

被災3県及び全国ともに、震災後に技能労働者の確保が困難な状況がみられる。

容易



B.S.I. = (「容易」と回答した企業割合 - 「困難」と回答した企業割合) × 1/2
 変化方向別回答数(「変化無し」は含まない)の構成比から全体の
 趨勢を判断するもの。MAX: 50 min: ▲50

注1 被災3県のデータは国土交通省において推計
 注2 「どちらでもない」と回答した割合は図示していないため合計は100%にならない。
 注3 2012年4月~6月は見通し
 出所: 北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株):「建設業景況調査」より国土交通省作成

土木職員数の推移

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時（H4年度）から約25%減。

部門別の職員数と増減状況

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

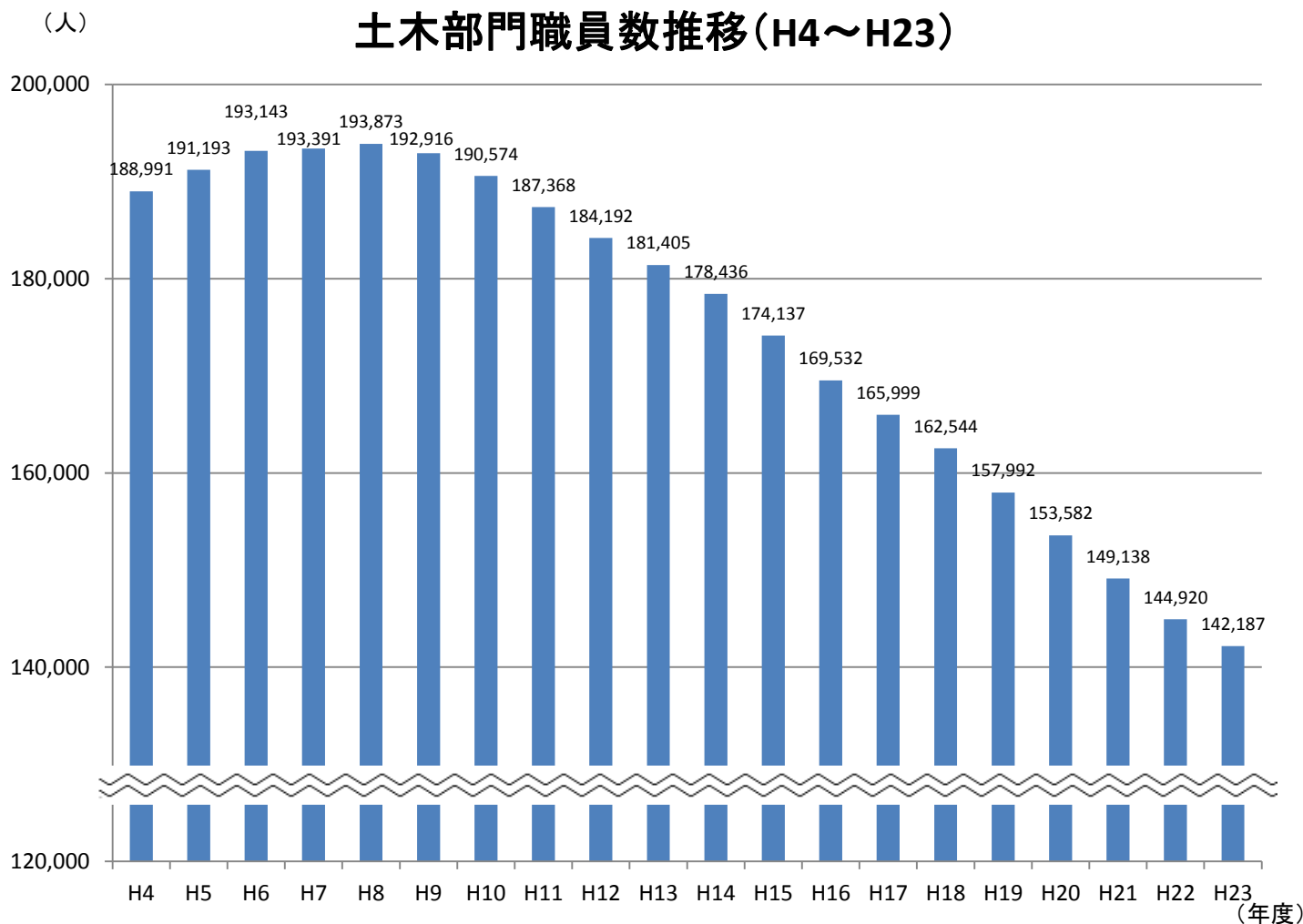
区分	平成6年度	平成23年度 (H6年度比)	
普通 会計	一般行政 【うち土木】	1,174,514 【193,143】	926,249 (▲21.1) 【142,187】 (▲26.4)
	教育	1,281,001	1,055,313 (▲17.6)
	警察	253,994	282,023 (11.0)
	消防	145,535	158,062 (8.6)
	計	2,855,044	2,421,647 (▲15.2)
公営企業 等会計	437,448	367,342 (▲14.1)	
合計	3,282,492	2,788,989 (▲15.0)	

※平成23年度の公営企業等会計部門は、被災11団体の内訳が不明のため、小計に被災11団体の公営企業等会計部門職員数135名を足している。

※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係（民政、衛生）等

※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

土木部門職員数推移（H4～H23）



出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」

建設産業戦略会議において指摘された課題

- 課題① ダンピング対策
- 課題② 適正な競争環境の整備
- 課題③ 適正な事務負担
- 課題④ 発注者の責務
- 課題⑤ 適正な価格による契約
- 課題⑥ 支払いの透明性の確保

- 受注競争の激化に伴うダumping受注により、下請企業へのしわ寄せが生じ、工事の品質及び安全性に影響が生じ、人を大切にする企業・地域の担い手が減少しているため、その排除は重要な課題。
- 予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表は、見積努力の低下、くじ引き発生、最低制限価格等への応札価格の誘導など、技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くので、その取りやめが重要な課題。

方策2011（Ⅱ. 建設産業が直面する課題）

4. 公共調達市場と受発注者関係 (1)ダumping対策の現状と課題

いわゆるダumping受注は、建設業の健全な発展を阻害するとともに、工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、賃金の低下や社会保険等の未加入等の労働条件の悪化、安全対策の不徹底、コスト縮減のため重層下請化等につながりやすく、結果として工事の品質の確保に支障を来し、安全性にも影響を与えかねず、また、国民の負担の増加にもつながりかねないことから、その排除は重要な課題である。低価格入札については、累次にわたるダumping対策による一定の抑制効果はみられるものの、地方公共団体においては、取組にばらつきがみられる状況である。

ダumping受注の排除のため、国においては、工事の品質確保の観点から、受注者として不可避な費用をもとに、落札率と工事成績との関係も考慮して低入札価格調査基準価格を適切に設定し、地方公共団体に対しても同様の基準の採用を要請してきた。しかしながら、依然としてこの価格水準への見直しが行われていない地方公共団体も少なくなく、また、低入札価格調査基準価格を設定した案件のうち排除に至ったのは平成21年度実績で5.9%と、最低制限価格を設定した案件に係る排除割合よりも相当低く、制度の実効性の向上が課題である。（次頁へ）

方策2011（Ⅱ．建設産業が直面する課題）

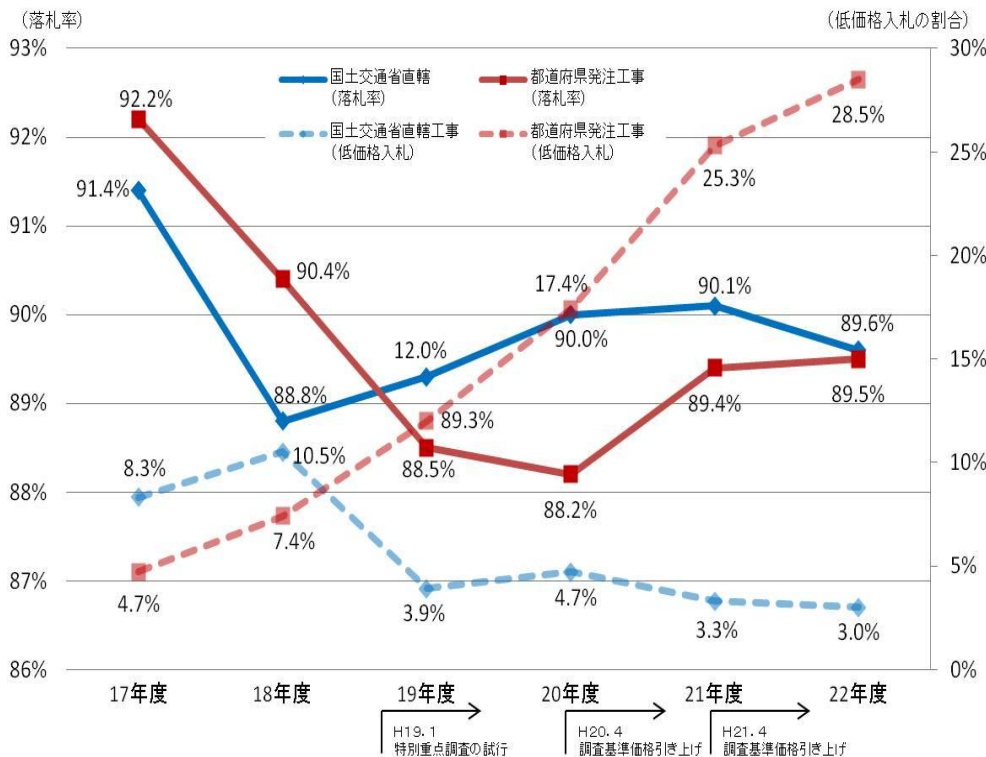
4. 公共調達市場と受発注者関係 (1)ダンピング対策の現状と課題

(前頁より)

また、予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「予定価格等」という。)の事前公表については、建設企業の見積努力を損なわせ、また、くじ引きによる落札の増加、すなわち偶然による受注が増加することになり、結果として技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くことから、国は地方公共団体に対し、事後公表への移行を要請してきた。この結果、事後公表へ移行する都道府県が増加してきているものの、例えば予定価格の事前公表については、平成22年9月現在で、依然として36団体(事後公表と併用している団体を含む。)で行われている。予定価格を事前公表すると、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を容易に類推できるようになり、これらの価格付近に応札価格が誘導される形で応札行動にゆがみが生じるとともに、この結果、事前公表のみを採用している都道府県では、事後公表のみとしている都道府県と比べくじ引き落札の発生率が2.4倍と高くなっており、依然として事前公表の取りやめが重要な課題であると考えられる。

国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事における落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



- ※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
- ※2 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事(平成17年度までは港湾空港関係除く)
- ※3 低価格に入札の発生率国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事(港湾空港関係除く)

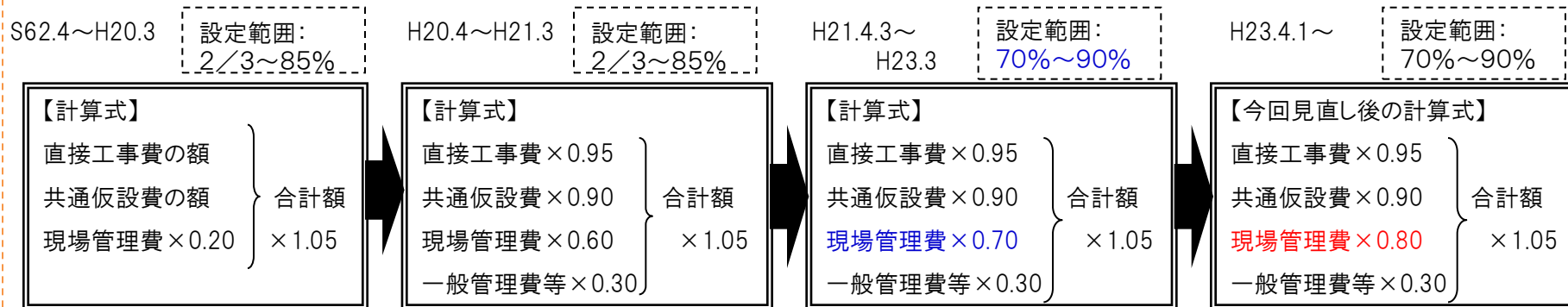
最低制限価格制度等の導入状況 (H23.9.1現在)

- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を併用
42都道府県(89.4%)、19政令市(100%)、440市区町村(25.6%)
- 低入札価格調査制度のみ導入
5県(10.6%)、163市区町村(9.5%)
- 最低制限価格制度のみ導入
865市区町村(50.2%)
- いずれの制度も未導入
254市区町村(14.8%)

予定価格の事後公表への移行状況 (H23.9.1現在)

- 都道府県における移行状況 (H22.9.1) ⇔ (H23.9.1)
 - ・事後公表のみ 11団体 → 13団体 (+2)
 - ・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。 16団体 → 16団体 (±0)
 - ・事前公表のみ 20団体 → 18団体 (△2)
- 政令指定都市における移行状況 (H22.9.1) ⇔ (H23.9.1)
 - ・事後公表のみ 3団体 → 4団体 (+1)
 - ・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。 10団体 → 9団体 (△1)
 - ・事前公表のみ 6団体 → 6団体 (±0)
- 市区町村における移行状況 (H22.9.1) ⇔ (H23.9.1)
 - ・事後公表のみ 470団体 → 510団体 (+40)
 - ・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。 232団体 → 216団体 (△16)
 - ・事前公表のみ 830団体 → 775団体 (△55)

低入札価格調査における基準価格の引き上げの経緯(国土交通省発注工事)



都道府県における最低制限価格等の見直し状況(H23.11.1現在)

※都道府県の38団体において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上にいずれかの見直しを実施

(最低制限価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **10団体**(北海道、栃木県、新潟県、和歌山県、鳥取県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **20団体**(青森県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、兵庫県、奈良県、島根県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県)

(低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **8団体**(北海道、宮城県、山形県、栃木県、新潟県、佐賀県、宮崎県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデル準用又は同水準: **27団体**(青森県、秋田県、岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県)

指定都市における最低制限価格等の見直し状況(H23.9.1現在)

※指定都市の10団体(52.6%)において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上にいずれかの見直しを実施

(最低制限価格) (低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **2団体**(札幌市、さいたま市)
 - ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **8団体**(千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、北九州市)
- ※堺市(10月~)

- 予定価格については、入札契約の透明性を図るために平成10年以降、事後公表を実施。
- 地方公共団体は法令上の制約がないことから事前公表も可能だが、近年事後公表に移行するよう要請。

昭和58年 中建審	事前公表は、公表された予定価格にとらわれて建設業者の真剣な見積り努力を失わせ、あるいは建設業者間の価格調整を誘発するおそれがあるので、 <u>実施すべきではない</u> 。事後公表は、以後に発注される同種の工事の予定価格を類推させることとなり、結局は、 <u>事前公表と同様の問題を招来するので好ましくない</u> 。
平成5年 中建審	事前公表は、談合の助長、見積努力の低下、予定価格直下への入札価格の集中等をもたらす可能性があり問題が多い。事後公表は以降の同種工事の予定価格を類推させ事前公表と同様の弊害を誘発する等の問題があり、 <u>慎重な検討が必要</u> 。
平成10年 中建審	事後公表は、不正な入札の抑止力となり得ること、積算の妥当性の向上に資することから具体的な方策等について事後公表に踏み切り、具体的な方法等について検討を開始すべき。事前公表は、事後公表による効果に加えて不正な動きを防止する効果もあるとの指摘もあることから、 <u>予定価格の上限拘束性のあり方等と併せ、長期的な検討課題とすべき</u> 。
平成12年 入契法案付帯決議	<u>少なくとも事後公表を行うよう努めるとともに、地方公共団体においては、事前公表を行える旨を明確にすること</u> 。
平成13年 適正化指針	国は、事後の契約において予定価格を類推されるおそれがない場合に事後公表できる。 <u>なお、地方公共団体は、法令上の制約はないことから、事前公表もできる</u> 。
平成18年 適正化指針	国は、事後の契約において予定価格を類推されるおそれがない場合に事後公表できる。地方公共団体は事前公表できるが、 <u>建設業者の見積努力を損なわせる等の弊害が生じた場合は取りやめを含む対応を行う</u> 。
平成23年 適正化指針	事前公表は、 <u>低入調査基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、当該価格近傍に入札が誘導され、適切な積算を行わない建設業者が受注する事態が生じるなどの弊害が生じかねないことから、行わないものとする</u> 。地方公共団体は上記弊害が生じることがないように取り扱い、 <u>弊害が生じた場合には、速やかに取りやめを含む対応を行う</u> 。

- 低入調査は個別原価を審査することから最低制限価格制度より望ましい制度とされているが、発注者の審査体制に鑑み、近年は低入調査に失格判断基準の設定も推進。
- 最低制限価格等の公表については、予定価格同様、近年は事後公表への移行を推進。

昭和58年 中建審	低入調査は個別原価を審査することから、より望ましい制度だが、発注者は審査体制の整備状況等の事情を考慮の上、 <u>低入調査又は最低制限価格制度のいずれかを積極的に活用すべき。</u>
平成5年 中建審	<u>低入調査及び最低制限価格制度を積極的に活用すべき。</u>
平成13年 適正化指針	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>低入調査及び最低制限価格制度を適切に活用する。</u> ・<u>最低制限価格等の公表の取り扱いは、予定価格の取り扱いに準ずる。</u>
平成17年 中建審	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>低入調査が採用しがたい場合は、当面、最低制限価格制度の導入及び失格判断基準（発注者が当該契約内容に適合した工事が履行されないものと判断するための基準価格をいう。）の設定についても積極的に検討すべき。</u> ・<u>最低制限価格等の事前公表はくじ引きの増加が懸念されており、地域の実情を適切に考慮しつつも、極めて慎重に取り扱うべき。</u>
平成18年 適正化指針	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>低入調査は、適正な調査範囲となるよう、適宜、調査基準価格を見直し、審査体制の整備等を図りつつ最低制限価格制度からの移行に努める。</u> ・<u>最低制限価格等の公表の取り扱いは、予定価格の取り扱いに準ずる。</u>
平成23年 適正化指針	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>低入調査は、低入調査基準価格を適宜見直し、失格基準を積極的に導入・活用し、その価格水準を低入調査基準価格に近づけ、制度の実効を確保。</u> ・<u>最低制限価格等の事前公表は、当該価格近傍に入札が誘導され、適切な積算を行わない建設業者が受注する事態が生じるなどの弊害は生じかねないことから、行わないものとする。</u>

- 受注競争の激化は、技術者や技能者を大切にする企業の減少とダンピング受注という悪循環を生んでいることから、人を大切にする施工力のある企業が評価される適正な競争環境の整備が課題。

方策2012（第3章 当面の課題と対策）

I. 課題 1. 適正な競争環境の整備

近年の入札契約制度改革においては、脱談合の大きな要請を受けて、指名競争入札中心から、透明性・競争性の確保のための一般競争入札の拡大が進められてきたが、この間、建設投資の急激かつ大幅な減少も相まって競争参加者数が増加し、受注競争が激化している。こうした厳しい状況が、社会保険等(雇用、医療、年金保険)への未加入の問題に象徴されるように、人材の確保・育成といった就労環境の改善に取り組む企業ほどコスト高となり競争上不利になるという矛盾した競争状態を生み出し、技術者や技能労働者を大切にする企業の減少、さらに、企業としての生き残りを図るためのダンピング受注につながるという悪循環に陥っている。この結果、重層下請構造における不透明な契約関係、下請契約の当事者間における交渉力の格差等による下請契約の片務性等と相まって、専門工事業者や技能労働者等へのしわ寄せが生じ、建設産業全体の足腰が弱まっているものと考えられる。

このような悪循環を断ち切るためには、建設業法、建築基準法、労働関係法令等の建設工事に関連する法令の遵守と不良不適格業者の排除を徹底するとともに、公正な下請契約の締結や技能労働者等の雇用・育成に努めるなど、人を大切にする施工力のある企業が評価され、公正な契約・取引関係の構築が図られるような、適正な競争環境を整備することが必要である。

- 競争参加者数の増加や総合評価落札方式の実施など、受発注者双方で事務負担が増加しており、効率的で合理的な競争環境の整備が必要。

方策2011（Ⅱ. 建設産業が直面する課題）

4. 公共調達市場と受発注者関係（2）入札手続の効率性・手続負担の問題

国土交通省直轄工事においては、近年、大規模工事を中心に競争参加者数が増加している。また、地方公共団体、特に政令指定都市において、一般競争における競争参加者数が特に多い団体もあり、受発注者双方にとって、入札契約段階における事務負担が増加しており、ひいては公共調達に係る社会的コスト・国民負担が増大している。このため、全体的な事務負担の軽減を図ることにより、効率的で実効ある競争環境を整備することが求められている。

方策2012（第3章 当面の課題と対策）

I. 課題 1. 適正な競争環境の整備

また、平成17年に制定された公共工事の品質確保の促進に関する法律を踏まえて、総合評価落札方式の拡大が進められてきたが、競争参加者数の増加と相まって、競争参加者、発注者双方にとって、入札契約段階における事務負担が増加しており、効率的で合理的な競争環境を整備することが求められている。

国土交通省(港湾空港を除く) 発注の一般土木工事の一般競争入札における
平均入札参加者数の推移

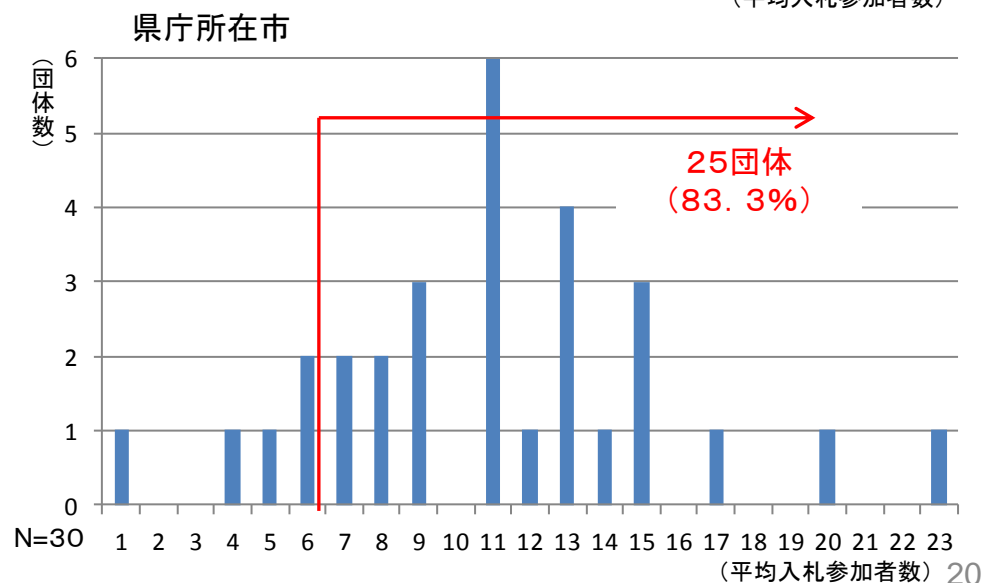
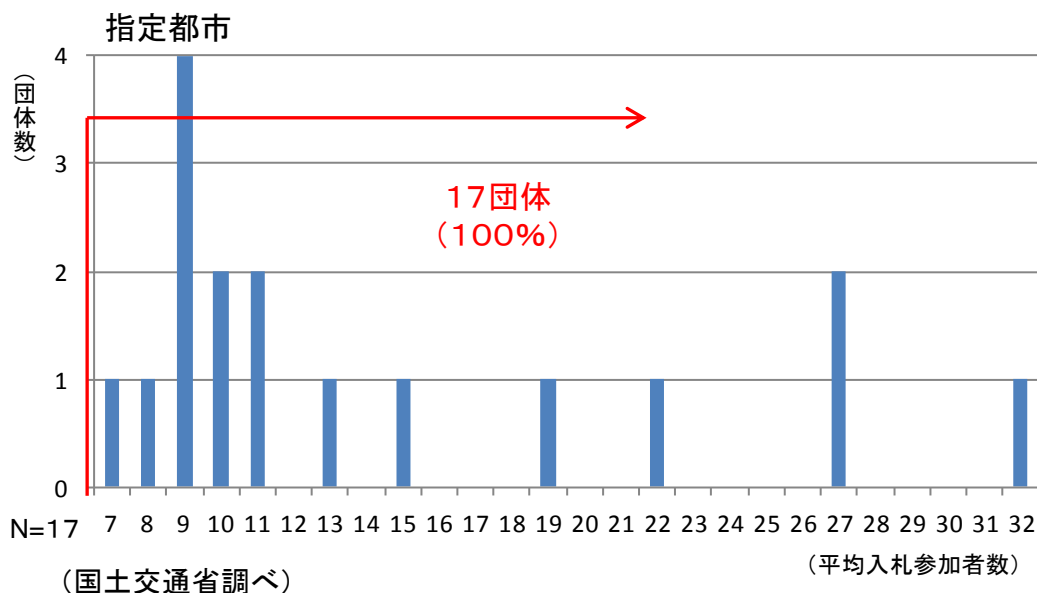
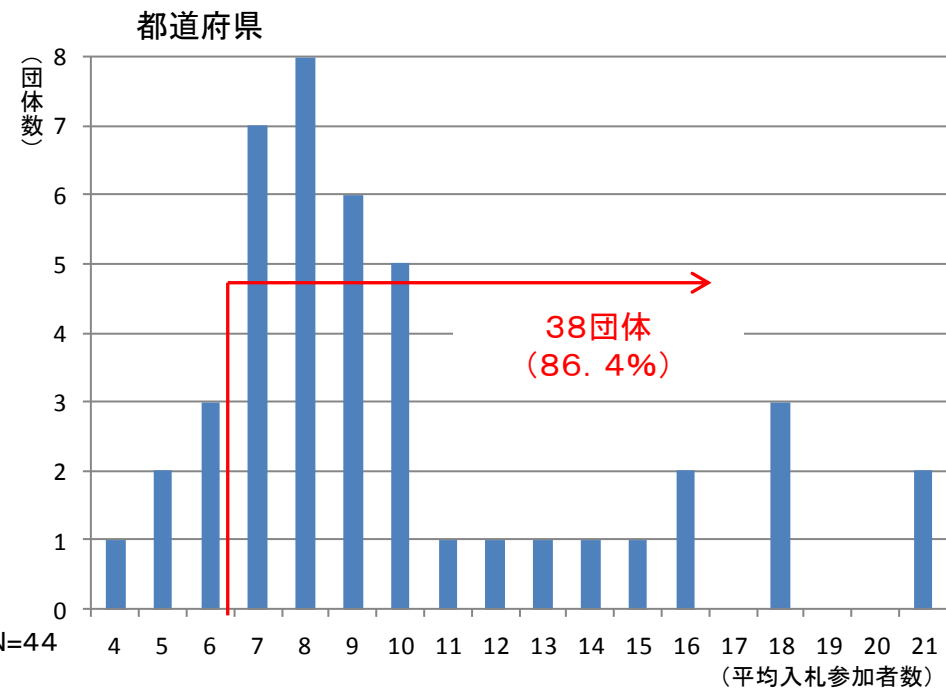
	17年度			18年度			19年度			20年度			21年度		
	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数
Aランク	466	73	6.4	824	70	11.8	1,357	124	10.9	1,597	136	11.7	1,245	72	17.3
WTO	452	71	6.4	794	64	12.4	1,341	120	11.2	1,511	121	12.5	1,157	63	18.4
WTO除く	14	2	7.0	30	6	5.0	16	4	4.0	86	15	5.7	87	8	10.9
Bランク	989	99	10.0	1,468	199	7.4	1,415	206	6.9	1,286	160	8.0	1,098	117	9.4
Cランク	2,481	249	10.0	22,178	2,610	8.5	24,275	3,330	7.3	25,852	3,576	7.2	24,422	3,657	6.7
Dランク	7	2	3.5	589	128	4.6	1,070	250	4.3	1,056	244	4.3	1,166	304	3.8
一般土木計	3,943	423	9.3	25,059	3,007	8.3	28,117	3,910	7.2	29,791	4,116	7.2	26,773	4,086	6.6

(方策2011) 地方公共団体の一般競争入札における平均入札参加者数 国土交通省

	平均入札参加者数		
		10億円以上 26.3億円未満	26.3億円以上 (WTO対象)
都道府県	10	9	8
指定都市	15	9	8
県庁所在市 (指定都市を除く)	11	7	

※未回答6団体及び実績がない1団体を除く。

※赤字は、国土交通省直轄工事(一般土木)の一般競争入札における平成21年度の平均入札参加者数6.7を上回る団体数・割合。



- 行き過ぎた競争で建設産業が疲弊している中、地域社会の担い手を確保するために、発注者が、個々の工事品質に加え、将来的にも地域を支え得る建設産業の構築に支障が生じないように配慮することが必要。

方策2012（第3章 当面の課題と対策）

I. 課題 1. 適正な競争環境の整備

これらの取組（※「方策2011」提言中の、地域維持型契約方式の導入、ダンピング対策の強化、社会保険等未加入企業の排除のための関係者による取組）は、直面する問題に対応し、歯止めをかける効果が期待されるものであり、特に地方公共団体等におけるダンピング対策の更なる徹底等が必要であるが、さらに、構造的な対策として、地域社会の維持を担う建設企業の減少や小規模化を抑止するとともに、若年者の入職促進による将来の担い手確保を図るための方策が必要である。そのためには、社会保険等の法定福利費や技能労働者の育成に係る費用など、将来的な建設産業の継続に不可欠な経費までもを対象とした行き過ぎた競争が行われ、建設産業が疲弊している現状を十分踏まえた対応が必要であり、積極的に技能労働者等の就労環境を改善する企業の取組を促進する方策が必要である。

現在の入札契約制度は、発注された個々の工事が適正に施工され、品質の確保が図られること等を目的としているが、受注側の施工力の継続性、安定性までを要請してはいない。また、国等の発注者から直接請け負う企業の施工能力は評価されているが、技能労働者の就労環境や下請契約の相手方との関係まで含めた受注者の適格性や、社会性の状況については、十分な評価がなされているとはいえない状況である。

地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築は、震災を経て明らかになった最も重要な課題の一つであり、地域建設企業の疲弊が進む中にあるのは、将来的にも地域を支え得る建設産業の構築に支障が生じないように、発注者としても配慮することが必要である。

改正の経緯

H23.6 建設産業戦略会議開催

「建設産業の再生と発展のための方策2011」策定

H23.7 中央建設業審議会総会

入札契約適正化指針の改正について(意見聴取)

H23.8 入札契約適正化指針の改正(閣議決定)

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」
各発注者あて通知

H23.9 第1回基本問題小委員会

・地域維持型契約方式の導入について

H23.10 第2回基本問題小委員会

・地域維持型契約方式の導入について

H23.11 中央建設業審議会総会

「共同企業体の在り方について」決定・勧告

H23.12 運用通知の発出(国土交通省から各発注者、業界団体あて)



各発注機関による運用基準の作成

建設産業の再生と発展のための方策2011(H23.6.23 策定)

課題 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足



対策 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式^(※)の導入

※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同
体による受注

入札契約適正化指針(H23.8.9 閣議決定)

<地域維持型契約方式の導入>

地域維持事業については、

- 経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上
- 地域の実情を踏まえつつ、次のような契約方式を活用する
 - 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位、複数年の契約単位など、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
 - 2) 実施主体は、地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される建設共同企業体(地域維持型建設共同企業体)等とする。

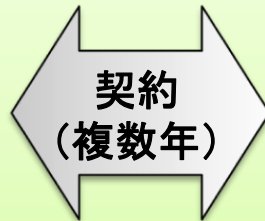
地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)

地域の

○単体企業

○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

- 工事の適正な施工、就労環境の改善等のため、適正な時価での契約がなされるよう、予定価格の算定方法の改善を含め、そのあり方について検討が必要。
- その際、積算が困難な場合の調達や、基準価格が市場価格と乖離した場合の見積もりを踏まえた予定価格算出など、被災地で講じた措置の実施状況を踏まえる必要。

方策2012（第3章 当面の課題と対策）

I. 課題 1. 適正な競争環境の整備（適正な価格による契約の推進）

工事の適正な施工、技能労働者等の就労環境の改善等のためには、ダンピングを防止するとともに、市場の状況に対応した価格、いわば「適正な時価」で契約がなされることが必要である。

また、建設労働者等の賃金は被災地を中心に上昇傾向にあるが、今後、技能労働者不足が更に顕在化した場合には、需給ギャップに起因して賃金が上昇し、技能労働者の入職者増という市場による調整機能が働く可能性もある。しかしながら、労務費等の市場価格の上昇局面では、標準積算を予定価格として落札の上限価格としていることが市場価格での発注の支障となり、市場の調整機能を阻害する可能性があるとの指摘もある。

したがって、公共工事の予定価格については、被災地における措置の実施状況を踏まえつつ、算定方法の改善を含め、そのあり方について検討を行う必要がある。

方策2012（第3章 当面の課題と対策）

I. 課題 3. 多様な契約方式の導入（予定価格の算定など調達に関する課題への対応）

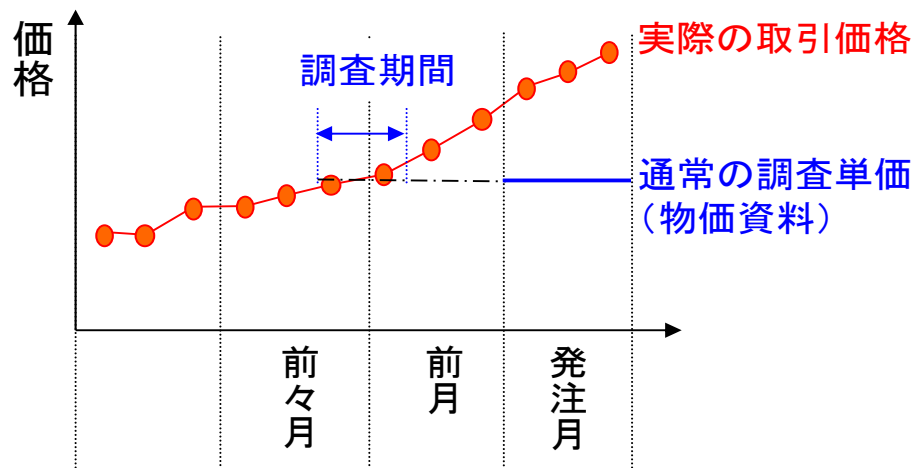
予定価格は過去の取引の実例価格や需給の状況等に基づき適正に定めることとされているが、被災地においては、がれき処理や除染などを含む復旧・復興事業が集中的に実施されることによる労働者や資機材の集中的な需要が生じており、その結果、賃金や資機材価格が高騰し、標準積算として算定した予定価格と市場価格にギャップが生じているとの指摘がなされている。また、被災地外からの労働者の確保や資機材の広域的な調達などにより、平常時には要しない調達コストが嵩んでいるとの指摘もあり、予定価格の算定方法が、入札不調の要因の一つと考えられる。

また、原子力発電所の事故の発生に伴い、除染事業など、過去に実施した実績がないような事業を発注する必要が生じたが、その際、まずは、標準的な積算基準を作成するためのモデル事業をプロポーザル方式で発注し、その後、当該モデル事業の実績を踏まえて積算単価や基準が作成されたところである。

このように、適切な積算が明らかに困難な場合はもとより、基準単価が存在するものの市場が逼迫している場合に、予定価格をどのように算定するかが震災を契機として課題として浮き彫りになったところであり、さらには積算が困難な場合の調達方法について検討する必要がある。

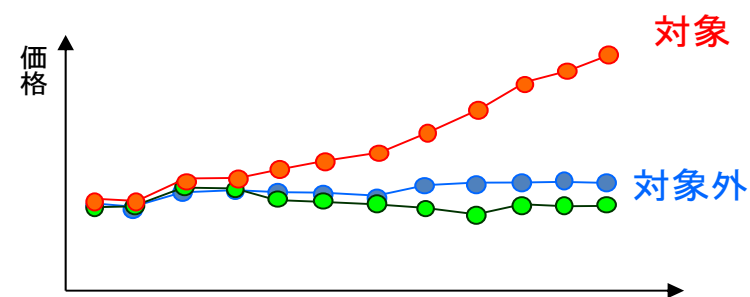
価格変動が著しい場合には、通常の積算価格では、市場価格を適切に反映することが困難。

- ◆ 価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがある。



価格変動が著しい特定の地域について、見積もりを積極的に活用して積算に市場価格を反映する。

- ◆ 被災3県内において、特定の地域で資材等の著しい価格変動が確認された場合は、見積もり調査を実施。



- ◆ 見積もり調査結果は、1月以内※に発注する他の発注にも適用。(発注事務の軽減)

※ 労務費については、数ヶ月以内の当該地域の発注に適用。

- 人を大切にする企業の育成のために、専門工事業者や技能労働者等へ法定福利費、必要な経費や賃金が適切に支払われるよう、支払の内訳の明確化や下請見積もりが考慮される仕組みなど、支払の透明性の確保が必要。

方策2012（第3章 当面の課題と対策）

I. 課題 1. 適正な競争環境の整備（支払の透明性の確保）

人を大切にする施工力のある企業の育成のためには、適正な競争環境を整備し、適正な価格による発注が行われるとともに、専門工事業者や技能労働者等へ法定福利費をはじめ必要な経費や賃金が適切に支払われることが重要である。一方で、総価請負契約においては、総額の中に様々な費用が包含されており、内訳や単価が明らかになっていない場合には、重層下請構造とも相まって、下請契約における支払が不透明になりやすいといった指摘もある。このため、内訳の明確化が図られる仕組みや、下請契約における見積りが考慮される仕組みなど、下請契約における支払の透明性、客観性の確保に資する取組が必要である。

方策2012（第3章 当面の課題と対策）

I. 課題 3. 多様な契約方式の導入

また、従来の総価請負方式による建設企業間の下請契約等の取引においては、依然として、指値発注や、任意の設計協力等が行われている実態が見受けられる。コスト構造の透明化や積算根拠の明確化、役割・責任分担の明確化、契約関連事項の書面化等を図るとともに、あいまいな関係の中で適切に支払われていないコストについて明確化すべきとの要請も高まっている。多様な契約方式の一つとしてCM方式が導入された場合、書面契約や見積協議の徹底がより求められるため、結果として、契約前着工などの従来の取引関係を是正して、明示的な契約関係へ改善していく効果も期待される。

さらに、総価請負契約については、内訳や単価が明らかになっていない場合には、重層下請構造とも相まって、下請契約における支払が不透明になりやすいといった指摘に加え、「工事の経過は請負者の自主管理が前提であり、契約に基づき権利と義務を論議するビジネス基盤や、キャッシュフローに基づくプロジェクト遂行という概念が生じがたく、建設企業の海外展開を阻む要因の一つとなっているのではないか」など、様々な指摘がなされている。

CM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

従来の発注方式

【デメリット】 発注事務負担が大きい

・調査・設計をコンサルに発注し、設計完成后、工事施工を建設業者に発注
→事業完了まで時間を要する

・設計の前の計画・調査は市町村が実施
→複数の大型事業を同時並行して進めるだけのマンパワー・ノウハウが市町村に不足

・地区毎、事業毎に別々に工事を発注
→各事業の工事統括を発注者が担う必要
→一括発注すると地元企業の活用が図られないおそれ

CMを活用した設計・施工一括発注方式

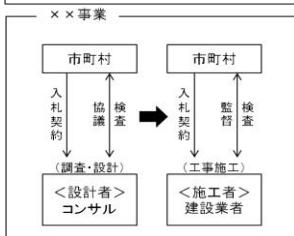
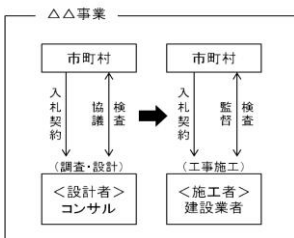
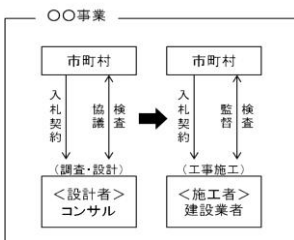
【メリット】 発注事務負担の軽減

・調査・設計と工事施工を一括で1つの発注
→設計のできた所から施工を開始するなど民間の知恵を生かした復興まちづくり事業のスピードアップ

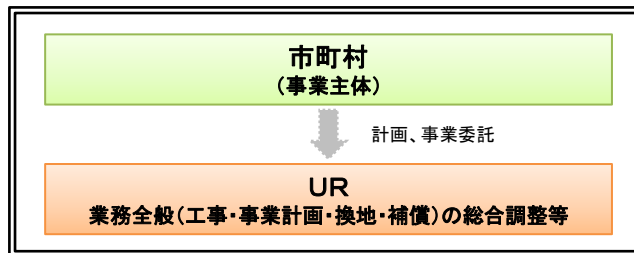
・計画・調査段階もCMR(コンストラクションマネージャー)が市町村を支援
→市町村のマンパワー・ノウハウの補完

・複数地区、複数事業を一括で発注
→各事業の工事統括はCMRが実施
→CMRを通じて発注者(市町村)の関与が可能
オープンブック方式の採用等による契約の透明化 } 地元企業の活用

【従来パターン】

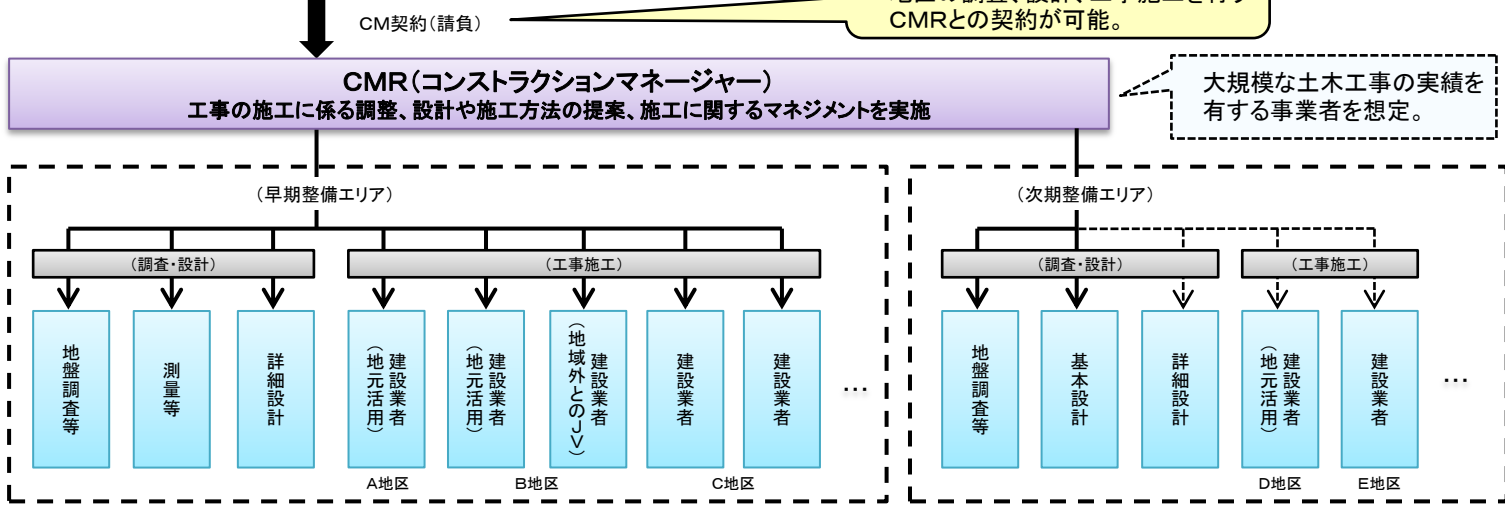


【モデル事業】



- 宮城県女川町(中心市街地、離半島部) 7月20日公募開始
- 宮城県東松島市(野蒜地区) 7月31日公募開始
- 岩手県陸前高田市(高田、今泉地区) 8月29日公募開始

市町村(UR)は、1回の発注で複数地区の調査、設計、工事施工を行うCMRとの契約が可能。



大規模な土木工事の実績を有する事業者を想定。

国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業に期待される姿

将来的にも地域を支え得る
足腰の強い建設産業の構築

建設産業に求められる
多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

現場の施工力の再生
(技術者や技能労働者の
確保・育成)

公正な契約・
取引関係の構築
(重層下請構造の是正)

多様な事業領域・
契約形態への展開
(技術力・事業企画力の発揮)

過剰供給構造の是正

当面講ずべき対策

東日本大震災への
対応を次に活かす

公共工事の
入札契約制度の改革等

総合的な担い手の
確保・育成支援

時代のニーズに対応した
施工技術と品質確保

海外展開支援策の強化

対策のうち、より詳細に実態を把握した上で検討を深める必要がある分野については、実務的・専門的な検討の場を設けて議論を開始。

公共工事の入札契約制度の改革等

課題

- ダumping受注防止、専門工事業者や技能労働者等へのしわ寄せ防止、人材の育成・確保、受発注者の負担軽減に資する「適正な競争環境の整備」

対策

- 公共調達の基本理念の明確化（個々の工事品質に加え、地域社会の担い手確保を発注者責務に）
- 人を大切にする施工力のある企業が適正に評価される環境の整備（公正な下請契約や、技能労働者の雇用・育成を評価）
- 専門工事業者等を評価する新たな仕組みの導入
- 適正な価格による契約の推進（ダumping対策等）
- 不良不適格業者の排除（保険未加入業者の排除、技術者適正配置の徹底等）
- 下請契約における支払の透明性の確保
- 段階型選抜方式の活用促進

課題

- 災害対応、除雪、維持管理等を担う企業が不足

対策

- 地域維持型の契約方式の導入
 - ・ 地域の実情に応じ包括発注（一括契約、複数年契約）や地域維持型JVによる受注
- 地域維持事業の適正な評価

課題

- 建設産業への多様なニーズ、役割に応えるための新たな契約手法等の整備

対策

- プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
 - ・ 新たな事業ニーズに対応した契約方式（現行建設生産システム等を踏まえた日本型CM方式等）
 - ・ 単価・数量精算契約等の活用
 - ・ 予定価格の算定など調達に関する課題への対応